

秘密情報等の管理に係る特別約款

2020年3月3日制定

(定義)

第1条 本特別約款における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 「秘密情報」とは、乙が甲から本委託業務に関し提供された技術的情報等に係る情報であつて、秘密である旨の表示がなされている資料に記録されたもの（書類、電子データを格納した電子媒体、電子データ等の有体・無体物）又は口頭で提供され、かつ提供に際し秘密である旨明示されたものをいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
 - イ 甲から提供を受ける前に、既に保有し又は第三者から秘密保持の義務を負うことなく入手していたもの
 - ロ 甲から提供を受ける前に、既に公知され又は公用となっているもの
 - ハ 甲から提供を受けた後に、当事者の責によらず公知となったもの
 - ニ 甲から提供を受けた後に、正当な権限を有する第三者から、秘密保持の義務を負うことなく入手したもの
 - ホ 書面により、甲から秘密情報ではない旨、事前の承諾を得たもの
- 二 「個人情報」とは、乙が甲から本委託業務に関し提供された生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(秘密情報等の取扱い)

第2条 乙は、前条第1項第一号に定める秘密情報及び同条同項第二号に定める個人情報（以下、併せて「秘密情報等」という。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

(秘密情報等に係る禁止行為)

第3条 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。

- 一 甲から提供された秘密情報等を第三者（再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をい

う。)である場合も含む。)する場合における再委託者を含む。)に提供又はその内容を知らせること。

二 甲から提供された秘密情報等について、本契約の目的の範囲を超えて利用、複製又は改変すること。

(秘密情報等の安全確保)

第4条 乙は、甲から提供された秘密情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の秘密情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従業員の監督)

第5条 乙は、その従業員（乙の組織内にあって、直接的、間接的を問わず、乙の指揮監督を受けてその業務に従事する者をいう。）に甲から提供された秘密情報等を取り扱わせるに当たっては、当該秘密情報等の安全管理を図るために、当該従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(再委託に係る措置)

第6条 乙は、甲の承認を受けて再委託するときは、甲から提供された秘密情報等の安全管理を図るために、再委託者に対し、本特別約款に定める乙の義務と同様の義務を履行させるものとし、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(報告等)

第7条 乙は、本契約の締結後遅滞なく、甲に対し、第4条に規定する安全管理の措置及び第5条に規定する監督の具体的内容を書面により報告しなければならない。

2 甲は、前条までに定める乙の義務の履行状況を確認するために必要な限度において、随時、乙に対し、口頭もしくは書面による報告、資料の提出又は視察の受け入れを求めることができる。この場合において、乙は、事業の運営に著しい支障があるときその他正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、甲の求めに応じなければならない。

(改善の指示)

第8条 甲は、前条による報告、資料の提出又は視察の結果、甲から提供された秘密情報等の安全管理が十分に図られていないと認めたときは、乙に対し、改善を指示することができる。

- 2 乙は、前項の指示を受けたときは、遅滞なく、これに従って必要な改善を行わなければならない。

(事故発生時の責任)

第9条 乙は、乙又は再委託者において、甲から提供された秘密情報等について漏えい、滅失、き損、その他の事故が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 前項の事故により甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、当該事故が乙又は再委託者の責めに帰することのできない事由により発生したものであるときは、この限りでない。

(委託業務終了後の措置)

第10条 乙は、委託業務完了後又は契約解除後、速やかに乙が複製又は改変した秘密情報等を消去し、甲から提供された秘密情報等を甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(存続条項)

第11条 第2条から第10条の規定については、委託業務を完了又は契約を解除した後であっても、その対象事由が消滅するまで、なおその効力を有するものとする。

附則

この特別約款は、2020年3月3日から施行する。